

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議員 中谷 多加二

慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書（案）

慢性疲労症候群は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、筋肉痛、脱力感や、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたって続くため、健全な社会生活が送れなくなるという疾患である。1988年に米国疾病対策センターによりその報告が行われて以降、世界中の国々において症例の存在が報告されている。

日本においても、1999年及び2004年の疫学調査により、患者は30万人いると推定されており、さらに2012年の厚生労働省の慢性疲労症候群に関する研究班の調査では、患者の4分の1近くは社会的支援を必要としている実態が明らかになった。また、慢性疲労症候群は深刻な疾患でありながら、病因が解明されていないため、患者の多くは社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる。

こうした中、病因・病態の解明や治療法の開発が進められているが、今なお病因が特定されておらず、治療法も確立されていないため、患者は十分な治療が受けられない状況にある。また、介護や就労支援等が必要であるにもかかわらず、制度の谷間に置かれ、必要な福祉サービスを受けられないのが現状である。

よって国においては、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 厚生労働省の慢性疲労症候群に関する研究班において病因・病態の解明及び治療法の確立のための研究を一層推進すること。
- 2 慢性疲労症候群の実態を医療関係者や国民に周知するとともに、全国どこでも患者が診療を受けられる環境を整えること。
- 3 日常生活や社会生活上に制限があり、支援の必要が認められる患者の実態に即した支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。